審査基準

年 月 日作成

法 令 名:銃砲刀剣類所持等取締法

根 拠 条 項:第9条の13第3項

処 分 の 概 要:年少射撃資格認定証の書換え又は再交付

原権者(委任先):都道府県公安委員会(方面公安委員会)

法 令 の 定 め:

銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項(許可証) 同第9条の13第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条(届出及び申請の手続) 同第33条(許可証の書換えの申請) 同第79条(年少射撃資格認定証の書換えの申請) 同第8 0条(年少射撃資格認定証の再交付の申請)

| 番 | 且 | 坓 | 华 | • |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |

標準処理期間:

5日以内(書換えにあっては3日以内)で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。

申 請 先:

問 い 合 わ せ 先:

備 考: